

高知県外国人漁業研修事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">高知県外国人漁業研修事業費補助金交付要綱</p> <p>第 1 条－第 14 条 [略]</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和 <u>9</u> 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 5 条第 1 号、第 3 号及び第 6 号から第 9 号まで、第 7 条、第 10 条第 3 項、第 11 条並びに第 12 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則 [省略]</p> <p><u>附則</u> <u>この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p>別表第 1－別表第 2 [省略]</p>	<p style="text-align: center;">高知県外国人漁業研修事業費補助金交付要綱</p> <p>第 1 条－第 14 条 [略]</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和 <u>6</u> 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 5 条第 1 号、第 3 号及び第 6 号から第 9 号まで、第 7 条、第 10 条第 3 項、第 11 条並びに第 12 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附則 [省略]</p> <p><u>【追加】</u></p> <p>別表第 1－別表第 2 [省略]</p>